日本医療薬学会学術賞選考規程

- 第1条 日本医療薬学会は、医療薬学分野における優れた研究成果を表彰し、併せて今後の 研究を推進・奨励するため、日本医療薬学会学術賞を制定する。
- 第2条 賞は賞状等および副賞とする。詳細については別に定める。
- 第3条 授賞対象者は、当該年に継続して5年以上の本会会員歴を有し、医療薬学分野で優れた研究業績を挙げ、医療薬学の発展に貢献した40歳以上の研究者とする。
- 第4条 表彰は年1回、授賞は原則として3名以内とする。
- 第5条 授賞候補者は、学術関連賞選考委員会が選考する。
- 第6条 会頭は、前条による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、授賞者を決定する。
- 第7条 受賞者の表彰は、学会賞表彰式において行う。
- 第8条 受賞者は、受賞年度に開催される年会において受賞講演を行う。また、受賞研究に 関する総説論文を医療薬学誌又は JPHCS 誌に投稿する。
- 第9条 本規程は、理事会の議を経て改廃する。
- 附則 この規程は2022年11月1日より実施する。

制定 2019年10月3日 2020年6月1日 2021年7月27日 2022年11月1日